

## 第2次多可町総合計画後期基本計画及び過疎地域自立促進計画策定支援業務 プロポーザル実施要項

### 1. 目的

この要項は、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第2次多可町総合計画後期基本計画および過疎地域自立促進計画の策定にあたり、その支援業務（以下「業務」）を受注する業者を選定するために必要な事項を定めたものである。

### 2. 委託業務の内容

- (1) 業務の名称 **第2次多可町総合計画後期基本計画及び過疎地域自立促進計画策定支援業務**
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」による。なお、必要と認める事項は企画提案書にて説明すること。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日までとする。
- (4) 委託金額 一金 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。  
本事業に係る令和3年度歳入歳出予算が議決されなかった場合又は減額若しくは削減があった場合は、当該契約を延期又は中止することがある。
- (5) 提出場所 多可町役場企画秘書課

### 3. 委託業者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式により選定する。応募事業者が多数の場合、1次審査として書類審査を行い、本審査（プレゼンテーション）への参加を5社以内に絞り込む2段階の選定方法をとる場合がある。

### 4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3・4年度多可町コンサルタント等の業務の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第131号)に基づき、更正手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号に該当しないこと。
- (7) 地方公共団体の行財政運営について高い見識を有していること
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制により本町の指示に柔軟な対応ができること。
- (9) 過去5年以内(平成28年4月1日～令和3年3月31日)において、官公庁発注の総合計画策定業務の委託完了実績を有する又は完了見込みであること。

### 5. 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

#### (1) 提出書類

- ① 参加表明書【様式第1号】
- ② 参加資格確認書【様式第2号】
- ③ 会社概要書【様式第3号】
- ④ 総合計画策定業務実績書【様式第4号】

(平成28年4月1日～令和3年3月31日に完了した実績又は完了見込みを3件まで記載すること。なお、これを証明する契約の写しを添付すること。)

- (2) 提出期限 令和3年3月19日(金)17時00分まで(必着)
- (3) 提出方法 持参または郵送(簡易書留)

- (4) 提出先 〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地  
多可町役場企画秘書課

## 6. 質問の受付及び回答

5の「参加表明書」を提出した後、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 質問書(任意様式)  
(2) 提出期間 3月19日(金)17時00分まで(必着) \*着信を確認すること  
(3) 提出方法 電子メールのみ E-mail:kikaku@town.taka.lg.jp  
件名を「第2次多可町総合計画後期基本計画及び過疎地域自立促進計画策定支援業務に係る質問」とし、参加表明書【様式第1号】に記載した連絡先電子メールアドレスから送信すること。  
(4) 回答方法 提出があった事業者に対し随時回答します。ホームページ上でも重複事項を整理し、質問及び回答を公開します。(質問者名は非公表)

## 7. 辞退届の提出

5の「参加表明書」提出した後、本業務への参加を辞退しようとする者は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届(任意様式)  
(2) 提出期限 3月24日(水)17時00分まで(必着) \*着信を確認すること  
(3) 提出方法 電子メールのみ E-mail:kikaku@town.taka.lg.jp  
件名を「第2次多可町総合計画後期基本計画及び過疎地域自立促進計画策定支援業務に係る辞退届」とし、参加表明書【様式第1号】に記載した連絡先電子メールアドレスから送信すること。

## 8. 企画提案書等の提出

仕様書の内容を踏まえ以下のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書(任意様式)10部と見積書(内訳書添付)1部  
ただし、下記の項目にそって、コンセプトや貴社のPRポイント等を明確にし、A4サイズ(A3は折り込むこと)で簡潔に、分かりやすくまとめること。  
○業務実施方針(コンセプト) ○業務手法 ○業務フロー  
○その他(本業務に対する企画・アイデア・貴社PRポイント等)  
○業務計画(工程表等)  
(2) 提出期限 令和3年4月2日(金)17時00分まで(必着)  
(3) 提出方法 持参または郵送(簡易書留)  
(4) 提出先 〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地  
多可町役場企画秘書課

## 9. 審査方法及び候補事業者の選定

応募者が多数である場合、1次審査(書類審査)を行います。

- (1) 1次審査  
ア. 提出された書類について、書類審査をする。  
イ. 第1次審査の結果は、4月7日(水)までに電子メールで通知する。  
ウ. 第1次審査の評価基準は、次のとおりとする。  
・企画提案書等、必要書類・記載事項が整っているか。  
(2) 本審査  
ア. 第1次審査で選考された事業者は、庁内選定委員会でプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を最優秀提案者とする。  
イ. 本審査の結果は、電子メールで通知する。  
ウ. 本審査の評価基準は、別表「審査基準表」の項目ごとに評価を行う。

エ. 令和3年4月15日(木)に多可町役場にて開催します。(詳細は別途通知)

①実施方法

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 10分以内

②その他

- ・プレゼンテーションを行うものは、本業務に直接携わる予定の担当責任者を含むものとする。
- ・企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこと。追加資料の配付など事前に提出した企画提案書以外の資料を用いての説明は不可とする。  
ただし、説明の補足としてパワーポイント等の利用は可とする。
- ・プロジェクター(会議室付帯設備)、スクリーン及び接続ケーブルは用意をします。  
パソコン、その他必要な機器は参加者が用意すること。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに要した費用は、それぞれの提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書や会社概要等、提出した書類に虚偽があった場合、失格とする。
- (3) 提出された提案書等は、差し替え、変更、削除等を行うことはできません。また、提出された書類は返却しません。
- (4) 1次審査、本審査とも、審査経過については公開しません。また、審査結果に対しての異議申立は、受け付けません。

11. 公表及び選定スケジュール

公表から選定までのスケジュールは下記のとおりとする。

項目	期 日	備 考
公表・募集開始	令和3年3月 1日 (月)	
参加表明受付開始		
質問受付開始		
参加表明受付期限	令和3年3月19日 (金)	17時まで (必着)
質問受付期限		
辞退届提出期限	令和3年3月24日 (水)	17時まで (必着)
企画提案書提出期限	令和3年4月 2日 (金)	17時まで (必着)
1次審査結果通知	令和3年4月 7日 (水)	
選定委員会開催	令和3年4月15日 (木)	
選定結果通知	令和3年4月21日 (水)	

12. 問い合わせ先

〒679-1192

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町役場企画秘書課

TEL : 0795-32-2381 FAX : 0795-32-2349

E-mail : [kikaku@town.taka.lg.jp](mailto:kikaku@town.taka.lg.jp)

多可町長 様

## 参加表明書

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

⑩

下記の業務に係るプロポーザル方式による提案書の募集について参加したいので、本書及び下記の添付書類を添えて申請します。

### 記

1. 事業名  
第2次多可町総合計画後期基本計画及び過疎地域自立促進計画策定支援業務
2. 添付書類
  - (1) 参加資格確認書 (様式第2号)
  - (2) 会社概要書 (様式第3号)
  - (3) 総合計画策定業務実績書 (様式第4号)  
(平成28年4月1日～令和3年3月31日に完了した実績又は完了見込みを3件まで記載すること。証明する契約の写しを添付すること。)

### 連絡先

担当者所属部署名			
担当者名		電話番号	
電子メール		FAX番号	

## 参加資格確認書

令和 年 月 日

第2次多可町総合計画後期基本計画及び過疎地域自立促進計画策定支援業務に係る提案参加資格として  
の下記の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3・4年度多可町コンサルタント等の業務の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第131号）に基づき、更正手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に該当しないこと。
- (7) 地方公共団体の行財政運営について高い見識を有していること
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制により本町の指示に柔軟な対応ができること。
- (9) 過去5年以内（平成28年4月1日～令和3年3月31日）において、官公庁発注の総合計画策定業務の委託完了実績を有する又は完了見込みであること。

多可町長 様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊞

# 会社概要書

令和 年 月 日

## 1. 会社概要

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 所在地

(電話・ファックス)

- (4) 資本金 千円
- (5) 設立 年
- (6) 従業員数 人
- (7) 近畿圏内支店・営業所の所在地

(電話・ファックス)

## 総合計画策定業務実績書

令和 年 月 日

地方公共団体において、平成28年4月1日～令和3年3月31日に完了又は完了見込みである同種業務の実績を3件まで記載するものとする。尚、実績を証明するための契約書等の写しを添付すること。

業 務 名	
発 注 者	
請 負 額	
契 約 期 間	
業 務 内 容	

業 務 名	
発 注 者	
請 負 額	
契 約 期 間	
業 務 内 容	

業 務 名	
発 注 者	
請 負 額	
契 約 期 間	
業 務 内 容	